

岐阜市リフレ芥見  
指定管理者業務仕様書

令和3年7月

岐阜市環境部東部クリーンセンター

# 目 次

1 管理施設 .....	1
2 指定期間 .....	1
3 運営管理業務の範囲 .....	1
4 維持管理業務の範囲 .....	2
5 職員配置 .....	3
6 広報活動に関する業務 .....	4
7 目的外使用事業者に関する業務 .....	4
8 危機管理対応 .....	4
9 物品管理 .....	5
10 損害賠償責任と保険の加入 .....	5
11 利用料金の減免 .....	5
12 管理運営に係る経費 .....	6
13 報告書の作成及び提出簿 .....	6
14 指定管理者に対する監督・監査 .....	6
15 自主事業 .....	7
16 法令等の遵守 .....	7
17 業務の引継ぎ .....	7

## 岐阜市リフレ芥見指定管理者業務仕様書

本仕様書は、岐阜市リフレ芥見指定管理者募集要項(以下「要項」という。)と一体のものであり、岐阜市リフレ芥見(以下「施設」という。)の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、岐阜市リフレ芥見条例(以下「条例」という。)及び岐阜市リフレ芥見条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものです。

### 1 管理施設

- (1)名 称 リフレ芥見
- (2)所在地 岐阜市芥見 6 丁目 283 番地 2
- (3)供用開始日 平成 19 年 3 月 27 日
- (4)施設内用
  - ア 歩行浴プール棟
  - イ 多目的ドーム
  - ウ 芝生広場
  - エ 屋外便所 1(倉庫付き)、屋外便所 2
  - オ 足湯・幼児用プール
  - カ 駐車場
  - キ その他施設内設備等

### 2 指定期間

令和4年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日まで(5年間)

### 3 運営管理業務の範囲

条例、規則、岐阜市リフレ芥見運営要綱(以下「要綱」という。)、関係法令等に従い業務を行うこと。

- (1)貸切使用申込みの受付と抽選
- (2)貸切使用許可申請書の受付及び許可又は不許可の決定
- (3)多目的ドーム及び多目的ルームの貸切使用に当たっては、重複しないように調整し、効率的な管理運営を図ること。
- (4)リフレ芥見の利用に係わる料金(以下「利用料金」という。)の徴収等
  - ア 次の帳票を常備すること。
    - (ア)リフレ芥見日計報告書
    - (イ)リフレ芥見業務管理日報
    - (ウ)リフレ芥見収入台帳及び出納簿
    - (エ)リフレ芥見貸切使用許可に係る帳票
    - (オ)その他市長が管理運営に必要と認める帳票
  - イ 利用者数及び利用料金は毎日確認し、業務報告書(月報)及び事業報告書(年報)によって市長に報告すること。
- (5)リフレ芥見の事務用電話の使用料は、電話会社の請求に基づき納付すること。
- (6)テレビの放送受信料(衛星契約)を支払うこと。
- (7)年1回以上消防訓練(消火、通報、避難誘導)を行い、記録を保存すること。
- (8)券売機の維持管理をすること。

## 4 維持管理業務の範囲

条例、規則、要綱、関係法令等に従い業務を行うこと。

### (1)基本事項

- ア 所定の期日・時刻に開館できるように準備すること。
- イ 正常に使用できる状態を維持すること。
- ウ 業務に関する記録を作成し、一定期間保存すること。
- エ 救急用具を常に使用可能な状態に整備しておくこと。また AED(自動体外式除細動器)が緊急時に使用できるよう、点検整備を行うこと。
- オ 施設の施錠及び貸付備品は、適正な管理を行うこと。
- カ 車椅子等利用者へのサービスに関する備品等の貸出し及び管理を行うこと。
- キ 歩行浴プール及びトレーニングルームのロッカー用鍵の貸出管理をすること。
- ク 施設の適正な運営のため、防災設備、電気設備、空調設備、自動扉、ろ過設備、ボイラー設備、給排水設備等の保守管理を行うこと。
- ケ 施設及び設備の保守点検委託、修繕、関係機関の検査等には、担当者を立ち会わせること。
- コ 施設及び敷地内の清掃、樹木剪定、除草等を行い環境維持を図ること。
- サ ねずみ・衛生害虫等の防除を実施する場合は、総合防除の考え方にに基づき人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法で実施することとし、安易な薬剤の使用は避けること。  
敷地内の樹木・花壇等の植栽の管理についても同様に行うこと。  
また、薬剤を使用する場合は、使用する3日前から使用後3日後まで、掲示板等で施設使用者や周辺住民に周知すること。
- シ 降雪時には、施設を安全に使用できるよう融雪剤の散布、除雪等を行うこと。
- ス 施設の維持管理に必要な消耗品等を購入すること。  
管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品、薬品、LPガス等
- セ 業務に従事する者は、人工呼吸等の救助訓練を年1回以上行い、記録を残すこと。
- ソ 事故の未然防止及び安全管理に努めること。
- タ 事故が発生した場合直ちに市長に報告し、事故報告書を提出すること。
- チ 苦情、事件の処理及び遺失物取扱業務(保管、警察への届出等)を行うこと。
- ツ 施設保全の為、建築基準法第12条に基づく定期点検を実施すること。(建築点検は3年毎・設備点検は1年毎)なお、令和元年度に建築・設備点検を実施している。
- テ 新型コロナウイルス等への対策を講じ、利用者の安心・安全に努めること。

### (2)歩行浴プール棟の維持管理に関する業務

- ア 歩行浴プール室内を定期的に巡回すると共に水質管理を行うこと。
- イ 業務に従事する者は体調を整え、緊急時に救助可能な状態に保つこと。
- ウ 開館期間中は、水質基準に関する省令に定める方法により、水質試験(検査)を行い、正常に使用できる状態を維持すること。  
(ア)プール等の日常点検として、定時ごとに気温、室温、水温、遊離残留塩素濃度を測定すること。  
(イ)歩行浴プール、ジャグジー及び温浴プールについては、「岐阜市プール指導要綱」「遊泳用プールの衛生基準」「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づき水質試験(検査)を行うものとする。各プール槽毎に水質検査及び大腸菌検査を毎月1回、レジオネラ菌検査を年2回以上、総トリハロメタン検査を年1回以上行うこと。
- エ 歩行浴プール、ジャグジー及び温浴プールについては、「プールの安全標準指針」に基づき維持管理を行うこと。
- オ 開館期間中はシャワー等の水栓類が正常に使用できる状態を維持すること。

- カ サウナ室を安全に使用するために、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づき管理を行い、定期的に温度管理及び巡回をすること。
  - キ 館内の清掃は適宜行い、清潔に保つこと。特に、水濡れする場所は定期的に清掃すること。
  - ク 歩行浴プールは年 2 回以上、ジャグジーと温浴プールは 1 週間に 1 回以上のプール水の入れ替えを行い、併せて槽内と付属設備を清掃・消毒すること。
  - ケ 館内機器(トレーニング機器・マッサージ機器等)の保守点検を行うこと。
  - コ 多目的ルーム及びトレーニングルームの床等は、その使用状況を把握し適切な維持管理をすること。
- (3)多目的ドームの維持管理に関する業務
- ア 開館前に巡回及び点検をし、正常に使用できることを確認すること。
  - イ 人工芝、混合砂の状態を把握し、適切な維持管理を行うこと。
  - ウ ゴール、ネット等の備品を常時点検し、損傷等に起因する事故等の発生を防ぐこと。
- (4)芝生広場等の維持管理に関する業務
- ア 遊具(すべり台、スプリング遊具、幼児用遊具等)を常時点検すると共に、定期点検を行い、報告書を作成すること。
  - イ 遊具の点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づいて実施すること。
  - ウ 芝刈り、除草及び樹木の剪定等を適時行い、樹木などを適正に管理し、景観の維持に努めること。また、落ち葉、ごみ等の清掃を随時行うこと。
  - エ 芝生は、必要に応じて補植、養生、かん水等を実施しその育成に努めること。
  - オ 屋外便所の清掃は日常清掃にて実施し、駐輪場、駐車場等を含め敷地内で利用者に不快を与える恐れがある場合は必要に応じてその都度清掃すること。
  - カ 便所清掃作業等の際には、以下の事項を点検すること。
    - (ア)便器、洗面台、水のみ場等の詰り
    - (イ)水洗器具類の水漏れ、作動不良、破損
    - (ウ)扉、錠前、照明器具の不良
    - (エ)その他利用者を不快にする不具合
- (5)足湯及び幼児用プールの維持管理に関する業務
- ア 足湯は当日に清掃・お湯張りをし、終了後清掃すること。
  - イ 足湯は定期的に巡回し、安全確認、水温測定及び適宜清掃をすること。
  - ウ 幼児用プールは当日に準備、清掃・水張り及び水抜きをすること。
  - エ 幼児用プールは、「遊泳用プールの衛生基準」に基づき管理し、水質検査及び大腸菌検査を開設中に 1 回実施すること。開設時間中は、必ず監視員を常駐させること。また、監視員以外で定期的な巡回、安全確認、水温測定及び適宜清掃をすること。
  - オ 足湯及び幼児用プールは、中止の場合、速やかに中止の表示等を行うこと。

## 5 職員配置

- (1)要綱及び岐阜市リフレ芥見指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)を遵守するための必要人員を必ず常駐させること。
- (2)館長(管理責任者)を1名配置すること。
- (3)職員に対して、施設運営に必要な研修を実施すること。また、管理業務の開始前に職員に救急蘇生の講習を受講させること。
- (4)施設管理に必要な資格を有する者を配置すること。
- (5)衛生に関し適切な維持管理を行うため、衛生責任者を 1 名配置すること。
- (6)消防法の規定による防火管理者を 1 名配置すること。
- (7)上記、管理者・責任者は兼任が可能。
- (8)職員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、業務の運営に支障がないように定めること。

(9)勤務中は、統一した服装を着用すること。

## 6 広報活動に関する業務

施設における住民サービスの向上、利用促進のため、以下の業務を実施すること。

- (1)リフレ芥見ホームページの運営(作成・更新)を東部クリーンセンターと協議の上おこなうこと。
- (2)市有施設との相互協力を図ること。
- (3)PR用のチラシ、パンフレット等の作成・配布をすること。
- (4)市広報紙、マスコミ関係機関等に情報を提供すること。
- (5)その他必要な広報・宣伝業務
- (6)市が施設の行政財産を活用して広告事業を実施する場合は、全面的に協力すること。

指定管理業務を行う際は、施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を標示すること。

### 【施設内の標示】

岐阜市リフレ芥見を管理する指定管理者の標示	
当施設は、岐阜市の指定を受けた下記の団体が管理しています。	
団体の名称及び代表者の氏名	
団体の所在地	
指定年月日	令和 年 月 日
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
管理責任者の氏名	
連絡先	

岐阜市  
担当課 環境部東部クリーンセンター  
電話番号(058)243-1151

### 【印刷物等の標示例】

岐阜市の市有施設である岐阜市リフレ芥見は、指定管理者である○△株式会社(財団)が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 ○△株式会社

Tel:058-×××-××××

## 7 目的外使用事業者に関する業務

岐阜市の指示により円滑な事務を行うこと。

## 8 危機管理対応

- (1)自然災害、人為災害及び事故等の緊急事態及び不測の事態が生じた場合は、速やかに適切な措置を講じたうえ、市並びに関係機関に報告すること。
  - ア 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行うこと。
  - イ 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行うこと。

- ウ 施設の管理保全に努めると共に、被害の拡大防止を図ること。
- エ 大雨、強風等による警報、避難勧告等の発令時に対応すべき体制を整備すること。
- オ 施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下、「災害」という。)が発生し、施設内に利用者が滞留する場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
- カ 施設に滞留者が滞在する時は、市災害対策本部等からの指示を仰ぎ、受け入れに協力すること。
- キ 長期間、施設内に利用者が滞留するなど、資機材等を必要とする場合は、市が準備する。
- ク 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。

## (2) 予防対策

- ア 危機管理体制を構築すると共に対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。
- イ 消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善すること。

## (3) 屋内、屋外(トイレを含む)の定期巡回を行い、安全確認に努めること。

また、隣接道路等の状況も確認し、必要に応じて安全措置、清掃等を実施すること。

## (4) 歩行浴プール棟には、機械警備を導入すること。

### ア 内容

(ア)防犯監視業務 毎日 21 時 30 分から翌朝 8 時 30 分  
休館日は終日

(イ)火災及び機械設備監視業務 終日

(ウ)異常を認めたとときは、緊急要員による対処及び必要に応じて関係各署へ通報する。

## 9 物品管理

(1)市は指定管理者に、現在、リフレ芥見に配備してある市有物品を貸与します。

(2)指定管理者が委託料で購入した備品(1件2万円以上若しくは耐用年数1年以上の物品等)は、市の所有となります。

(3)市有物品については、岐阜市会計規則に基づき管理を行い、廃棄などについては、市と協議すること。

(4)リフレ芥見に配備してある市有備品については、備品台帳によって管理すること。

(5)物品の修繕については、指定管理者が負担するものとし、市有物品の更新にかかる経費は市が負担します。

## 10 損害賠償責任と保険の加入

(1)市の施設が原因で利用者に損害を与えた場合は、施設の設置者である市が賠償責任を負います。

(詳細なリスク分担については、募集要項6(7)参照)

ただし、本市が加入している保険では民間の事業者・団体は被保険者としないことから、その発生原因に基づいた賠償について指定管理者に対し請求を行う場合があります。

(2)現在市が加入している「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」に加入しているため新たに保険加入する必要はありません。

(詳細な内容については、募集要項6(7)参照)

## 11 利用料金の減免

指定管理者は、条例第 13 条第2項及び規則第 10 条の規定により、利用料金の減免措置を継続することとし、実施に際しては市と協議すること。

## 12 管理運営に係る経費

経費は予算額の範囲内で年度ごとに委託料として支払う。(原則として精算は行わない。)  
ただし、不測の事態が生じた場合は、市と協議するものとする。

### (1)委託料の支払

指定管理者の支払い請求に基づき、初年度をベースとして会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を12分割し、各月の業務完了後に支払う。  
(詳細は岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書で定める。)

### (2)予算執行

提出された収支予算書に基づき、別途協定書で定めた予算額内で執行すること。ただし、科目間の流用ができる。

#### ア リース契約継続中の物品

指定管理者の都合で契約の変更及び破棄する場合は、事前に市と協議すること。

#### イ 修繕料等

1件30万円未満の修繕及び物品(1件2万円未満)の購入は、指定管理者が実施し、1件30万円以上の修繕及び物品(1件2万円以上)の購入は、市が実施することを原則とする。

ただし、詳細については、協議の上、実施する。

### (3)会計の独立

経費の管理は専用の会計帳簿書類、経理規定及び金融機関預金口座を設けて行うこと。

### (4)利用料金の収入の帰属及び利用料金の額の決定

利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、利用料金は条例の別表に定める金額の範囲内において定めるものとし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

## 13 報告書の作成及び提出等

(1)下記の業務報告書等は各期別に速やかに(年報は30日以内)市長に提出すること。

ア リフレ芥見の管理業務の実施状況及び使用状況(月報・年報)

イ 利用料金等の収入実績(月報・年報)

ウ リフレ芥見の管理に係る経費の収支状況(年報)

エ 市長が必要と認める報告

(2)指定管理期間が満了したとき、又は年度の途中において、指定管理者の指定を取り消されたときは、当該年度の管理運営業務を開始した日から当該業務期間の満了日又は取り消された日までの間の報告書を提出しなければならない。

(3)上記事項のほか、指定管理業務及び経理の状況に関して、必要に応じて報告・調査・指示を求めることがある。

## 14 指定管理者に対する監督・監査

(1)市長は、指定管理者が管理するリフレ芥見の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容及び経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2)指定管理者が市長の指示に従わないとき、又は管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

このことにより生じた損害の賠償を市長は指定管理者に対し命ずることができる。

## 15 自主事業

指定管理者の業務の範囲内として、施設の設置目的にあったイベントを行う場合、事前に市長の承認を得ること。

## 16 法令等の遵守

リフレ芥見の運営にあたって、関連する次の法令等を遵守すること。

(1)地方自治法第 244 条第 2 項(指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。)

同条第 3 項(指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない。)

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (2)岐阜市リフレ芥見条例     | (別添参照)    |
| (3)岐阜市リフレ芥見条例施行規則 | (別添参照)    |
| (4)岐阜市リフレ芥見運営要綱   | (別添参照)    |
| (5)岐阜市公衆浴場法施行細則   | (岐阜市HP参照) |
| (6)岐阜市個人情報保護条例    | (岐阜市HP参照) |
| (7)岐阜市情報公開条例      | (岐阜市HP参照) |
| (8)岐阜市公契約条例       | (岐阜市HP参照) |

### 参考

プールの安全標準指針(文部科学省・国土交通省)  
遊泳用プールの衛生基準(厚生労働省通達)  
公衆浴場における水質基準等に関する指針(厚生労働省通達)  
都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省通達)  
岐阜市プール指導要綱

## 17 業務の引継ぎ

指定期間が満了する時、もしくは指定が取り消された時は、速やかに引継書を作成し、市の指定する期日までに、新たな指定管理者に引継ぎを行うこと。

○問い合わせ先

◆岐阜市環境部東部クリーンセンター(担当:長屋)

TEL:058-243-1151

FAX:058-244-0074

Eメール:t-clean@city.gifu.gifu.jp



○岐阜市リフレ芥見条例

平成18年9月29日

条例第63号

改正 平成20年6月27日条例第44号

平成26年3月31日条例第14号

平成31年3月27日条例第13号

(設置)

第1条 市民に健康の増進及びふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進を図るため、本市にリフレ芥見を設置する。

(位置)

第2条 リフレ芥見の位置は、岐阜市芥見六丁目283番地2とする。

(施設)

第3条 リフレ芥見に歩行浴プール、多目的ドームその他の施設を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 リフレ芥見の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、リフレ芥見の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより事業計画書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、リフレ芥見の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容に即し、リフレ芥見の管理を安定的に実施する能力があること。
- (3) リフレ芥見の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の管理に関する業務
- (2) 貸切使用の許可並びに使用及び入場の制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、リフレ芥見の管理上又はリフレ芥見の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、リフレ芥見の管理を行わなければならない。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、リフレ芥見を使用させてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 伝染性の疾患を有する者であるとき。
- (3) 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、リフレ芥見の管理上支障を来すおそれがあるとき。

(貸切使用)

第9条 指定管理者は、別表第1に掲げる施設の貸切使用を許可することができる。

2 指定管理者は、リフレ芥見の管理上必要がある場合は、前項の規定による許可に条件を付けることができる。

(貸切使用許可の譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定により貸切使用の許可を受けたものは、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸切使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸切使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により貸切使用の許可を受けたとき。
- (4) 貸切使用の許可に付した条件に違反したとき。

- 2 前項の規定の適用によって生じた損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第12条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にリフレ芥見の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金は、指定管理者が別表第2に掲げる金額の範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、規則で定めるところによりあらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第13条 歩行浴プール棟を使用する者及び多目的ドームを貸切使用するもの（次条において「有料使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、市長が公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料)

第14条 第5条の規定にかかわらず、リフレ芥見の管理を市長が臨時に行う場合は、有料使用者は、使用料を市へ納付しなければならない。この場合において、使用料の額、減免等については、前2条の規定の例によるものとする。

(原状回復の義務)

第15条 リフレ芥見を使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用が終わったとき又は貸切使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、直ちにリフレ芥見の建物、附属設備その他備品を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(入場の制限)

第16条 指定管理者は、他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他リフレ芥見の管理に支障を来すと認める者に対し、入場を拒絶し、又は退場を命ずることが

できる。

(損害の賠償)

第17条 使用者及び指定管理者は、建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第18条 市長は、リフレ芥見の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した職員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第3号で平成19年3月25日から施行)

(準備行為)

2 貸切使用の許可のために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則 (平成20年条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第5条に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成26年条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岐阜市民福祉活動センター条例別表の規定、第2条の規定による改正後の岐阜市福祉健康センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の岐阜市高齢者福祉会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の岐阜市畜場条例別表の

規定及び第9条の規定による改正後の岐阜市リフレ芥見条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の岐阜市リフレ芥見条例の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日前に行う使用許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第9条関係）

区分	種別
貸切使用	多目的ルーム
	多目的ドーム

備考 貸切使用の時間区分は、指定管理者が定めるものとする。

別表第2（第12条関係）

1 利用料金限度額

施設	中学生	一般（高校生以上）	70歳以上
歩行浴プール棟	100円	200円	100円

2 貸切利用料金限度額

施設	貸切利用料金	照明利用料金
多目的ドーム	時間区分に従い半面30分につき 360円	半面30分につき 130円

備考 照明利用料金は、使用時間が30分に満たないもの又はその時間に30分未満の端数があるときは、その端数は30分として計算する。



○岐阜市リフレ芥見条例施行規則

平成18年9月29日

規則第87号

改正 平成19年2月22日規則第4号

平成20年6月27日規則第53号

平成20年11月26日規則第70号

平成22年3月31日規則第11号

平成23年10月31日規則第50号

平成28年3月25日規則第40号

令和3年2月17日規則第9号

令和3年3月30日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市リフレ芥見条例（平成18年岐阜市条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 リフレ芥見の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特別の事情により必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(使用日及び使用時間)

第3条 条例第3条に規定する施設の使用日及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 リフレ芥見の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）と重なった場合にあっては、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 市長は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、リフレ茶見の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると認める場合は、指定管理者として選定しようとする団体を認定することができる。

3 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、リフレ茶見指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) リフレ茶見の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(貸切使用の許可の申請等)

第6条 条例第9条の規定による貸切使用をしようとするものは、指定管理者の定める書面により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用日の1月前の日の属する月の初日（休館日と重なった場合にあつては、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日）から行うことができる。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、この期間によらないことができる。

(貸切使用の許可)

第7条 指定管理者は、条例第9条の規定により貸切使用を許可したときは、その旨を記載した書面を交付するものとする。

(貸切使用の中止)

第8条 貸切使用の許可を受けたものが貸切使用を取りやめようとするときは、速やかにその旨を指定管理者の定める書面により指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の承認)

第9条 条例第12条第2項の規定により市長の承認を受けようとする指定管理者は、リフレ茶見利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第13条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号

に定めるところにより利用料金を減免するものとする。この場合において、減免する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 市が使用する場合 免除

(2) 次に掲げる者が条例別表第2の1に定める歩行浴プール棟を使用する場合 5割相当額の減額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者

エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者

オ アからエまでのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。

(3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置された児童福祉施設（以下「学校等」という。）の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて使用する場合 免除

(4) 市外の学校等の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて使用する場合 5割相当額の減額

(5) 岐阜県家庭の日を定める条例（昭和42年岐阜県条例第11号）第2条第1項に規定する家庭の日に中学生が条例別表第2の1に定める歩行浴プール棟を使用する場合 免除

2 前項の場合において、2以上の場合に該当するときは、重複して適用しない。

3 指定管理者は、第1項に規定する場合のほか、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

4 利用料金の減免を受けようとする者（次項において「免除申請者」という。）は、あらかじめ指定管理者の定める書面により指定管理者に申請しなければならない。ただし、第1項第2号の規定による減免の場合はそれぞれ身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、

療育手帳又は医療受給者証を、同項第5号の規定による減免の場合はその事実を証するものを提示し、申請に代えるものとする。

- 5 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、免除申請者に指定管理者の定める通知書を交付するものとする。
- 6 指定管理者が適当と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、指定管理者の定める書面の提出又は指定管理者の定める通知書の交付を省略することができる。

(遵守事項)

第11条 リフレ芥見の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附帯設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携行しないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 指定管理者の承認を受けることなく、物品その他を販売し、又は金品の寄附募集等を行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、リフレ芥見の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 岐阜市リフレ芥見条例の一部を改正する条例(平成20年岐阜市条例第44号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜市リフレ芥見条例施行規則に定める手続の例による。

附 則 (平成20年規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の岐阜市リフレ茶見条例施行規則（附則第5項において「新リフレ茶見条例施行規則」という。）第10条の規定、第4条の規定による改正後の岐阜市余熱利用施設条例施行規則（附則第5項において「新余熱利用施設条例施行規則」という。）第7条第1項の規定、第5条の規定による改正後の岐阜市勤労者ふれあいセンター条例施行規則第11条の規定、第6条の規定による改正後の岐阜市文化産業交流センター条例施行規則（附則第5項において「新文化産業交流センター条例施行規則」という。）第13条の規定及び第7条の規定による改正後の岐阜市長良川鶺鴒伝承館条例施行規則（附則第5項において「新長良川鶺鴒伝承館条例施行規則」という。）第13条の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金の減免について適用し、施行日前の使用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

（準備行為）

5 新リフレ茶見条例施行規則第10条第1項の規定、新余熱利用施設条例施行規則第7条第1項の規定、新文化産業交流センター条例施行規則第13条第1項の規定並びに新長良川鶺鴒伝承館条例施行規則第13条第1項及び第3項の規定による利用料金の減免に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和3年規則第22号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第3条関係）

施設		使用日	使用時間
歩行浴プール棟	歩行浴プール ジャグジー サウナ テラス	開館日	午前10時から午後9時まで
	多目的ルーム トレーニングルーム 談話室 リラクゼーションルーム	開館日	午前9時から午後9時まで
多目的ドーム		開館日	午前9時から午後9時まで
足湯		土曜日、日曜日及び祝日法による祝日並びに市長が別に定める日（原則として、休館日を除く。）	午前10時から午後4時まで
徒渉池（幼児用プール）		7月20日から8月30日まで（休館日を除く。）	午後1時から午後4時まで

## 様式第1号（第5条関係）

様式第1号(第5条関係)

リフレ茶見指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

リフレ茶見の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

### 1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) リフレ茶見の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 2 担当者連絡先

様式第2号（第9条関係）

様式第2号(第9条関係)

リフレ芥見利用料金承認申請書

（あて先）岐阜市長

年 月 日

団体所在地  
団体名  
代表者名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施 設 名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定理由	
備 考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

## 岐阜市リフレ芥見運営要綱

平成19年3月23日決裁

平成20年7月 1日決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市リフレ芥見条例施行規則（平成18年岐阜市規則第87号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、リフレ芥見の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用基準)

第2条 リフレ芥見の利用基準は、次のとおりとする。

- (1) 歩行浴プールは、身長130センチメートル以上の者が利用することができる。
- (2) トレーニングルームに設置するトレーニング機器は、小学生以下の者は利用することができない。ただし、小学校5年生及び6年生の児童は、保護者又は指導者の付添いの下で、利用することができる。
- (3) 徒渉池（幼児用プール）は、小学校3年生以下の児童及び就学前の幼児（就学前の幼児にあっては、保護者が付き添う者に限る。）が利用することができる。ただし、おむつ（水遊び用のおむつ等を含む。）が取れない幼児は、この限りでない。

### (利用制限)

第3条 リフレ芥見の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設を利用することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 入れ墨をしている者
- (3) 他の利用者、施設等に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者

### (多目的ドームの貸切使用許可申請の抽選)

第4条 多目的ドームの貸切使用許可申請のうち抽選を行うものについては、次のとおりとする。

- (1) 翌月を対象とした抽選を毎月1回行い、貸切使用許可申請の優先者を決める。
- (2) 抽選を申し込むことができるのは、団体のみとする。
- (3) 抽選を申し込もうとする団体は、事前に次項の規定による団体登録を行うものとする。
- (4) 抽選の申込数は、1団体当たり、1月5区分までとする。
- (5) 平日は、1団体当たり、1日2区分までの抽選の申込みを行うことができる。この場合において、2区分を連続させ、又は連続させないことができる。
- (6) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は、1団体当たり、1日1区分のみの抽選の申込みを行うことができる。

(7) 抽選の申込みは、使用日の属する月の前々月の20日（20日が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）から、同月末日（末日が休館日の場合はその前日）までの間に行うものとする。

(8) 抽選は公開する。

(9) 抽選に当選した団体が抽選日から起算して15日（抽選日を含む。15日目が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）までの間に貸切使用許可申請を行わなかった場合は、当選の権利を失う。

2 団体登録については、次のとおりとする。

(1) 団体とは、4人以上で構成された団体とする。この場合において、市内居住者であるかどうかを問わない。

(2) 登録を受けたい団体は、団体登録申請書を提出しなければならない。

（多目的ドームの貸切使用許可申請の制限）

第5条 多目的ドームの貸切使用許可申請については、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 平日は、1団体又は1個人当たり、1日2区分までの申請とする。この場合において、2区分を連続させ、又は連続させないことができる。

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、1団体又は1個人当たり、1日1区分の申請とする。

(3) 利用日の7日前（休館日の場合はその前日以前で休館日でない日）以降に貸切使用許可がなされていない区分については、前2号の規定を適用しない。

（多目的ルームの貸切使用許可申請の優先順位抽選）

第6条 多目的ルームの貸切使用許可申請をする者の優先順位を定める抽選については、次のとおりとする。

(1) 優先順位を定める抽選の申込みは、使用日の属する月の前々月の20日（20日が休館日の場合はその翌日以降で休館日でない日）から、同月末日（末日が休館日の場合はその前日）までの間に行うものとする。

(2) 抽選により行うことができる貸切使用許可申請は、1団体当たり、1日1区分1月5区分とする。

(3) 抽選は公開する。

(4) 抽選後直ちに抽選による優先順位に従い貸切使用許可申請を行わない団体は、抽選の申込みを行わなかったものとみなす。

(5) 使用の申込み区分が重ならない場合は、抽選は行わない。

（多目的ルームの貸切使用許可申請の制限）

第7条 多目的ルームの貸切使用許可申請については、次のとおりとする。

(1) 申請ができるのは、団体のみとする。

(2) 申請をする団体は、事前に第4条第2項の規定による団体登録を行うものとする。

(3) 申請ができるのは、使用目的が次のいずれかに該当する場合とする。

ア 健康増進を目的とした教室、講座等

イ 市長が必要があると特別に認めた集会、研修等

(4) 1団体当たり、1日1区分までの申請とする。ただし、利用日の7日前（休館日の場合はその前日以前で休館日でない日）以降に貸切使用許可がなされていない区分については、この限りでない。

（貸切使用料の支払）

第8条 多目的ドームの貸切使用料は、貸切使用許可申請書の提出時に支払うものとする。

（遵守事項）

第9条 リフレ茶見の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙及び食事をしないこと。

(2) 飲酒をしないこと。

(3) シャンプーにより洗髪し、又は石けん等を使用し全身を洗わないこと。

(4) ペット等の動物を入場させないこと。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他の同法第16条第1項に規定する認定を受けていない犬のうち身体障害者補助犬と同等の機能を持つものについてはこの限りでない。

(5) 他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 貸出しを受けた物品は、適切に使用し、使用後速やかに返却すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、歩行浴プール、ジャグジー、温浴プール、ドライサウナ、ミストサウナ及び採暖室（以下「歩行浴プール等」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 水着及び水泳帽を着用すること。ただし、ドライサウナ、ミストサウナ又は採暖室における水泳帽については、この限りでない。

(2) 歩行浴プール等から移動するときには、着替えること。

(3) 腕時計、指輪、アクセサリ、カメラ類及び携帯電話を持ち込まないこと。

(4) 浮き輪、ビーチボール、水中めがね等の遊具を持ち込まないこと。

(5) ロッカー鍵は、身体に装着し、使用後は返却すること。

(6) 化粧等は洗い流し、日焼け止めオイル等は使用しないこと。

(7) 利用する前は、シャワーを使用すること。

(8) 遊泳をしないこと。

(9) 飛び込み等他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) プールサイド及びテラスでは、走る等の危険な行為を行わないこと。

(11) たん、鼻水等は決められた場所以外に捨てないこと。

3 第1項に規定するもののほか、トレーニングルームを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 機器を適切に利用すること。

(2) トレーニングシューズを着用すること。

4 第1項に規定するもののほか、多目的ドームを利用する者は、外にボール等が飛び出さないように防球ネットを使用し、他の利用者に危害が及ばないようにしなければならない。

5 第1項に規定するもののほか、芝生広場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 花火、バーベキュー、キャンプファイヤー等の火気を使用する行為をしないこと。

(2) キャッチボール、ゴルフ等他の利用者に危険又は迷惑を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

(3) 就学前の幼児が、滑り台、スプリング遊具その他の幼児用遊具を使用する場合は、必ず保護者が付き添うこと。

6 第1項に規定するもののほか、徒渉池（幼児用プール）では、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) プールに入る前に、シャワー等で必ず身体を洗うこと。

(2) プールの中に、石、ガラスその他危険な物を投げたり、持ち込んだりしないこと。

（貸切許可者の遵守事項）

第10条 貸切使用許可を受けた者は前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用に当たり、使用許可書を係員に提出すること。

(2) 許可された時間内に、使用した施設の後片付け及び清掃を行うこと。

(3) 退場し、又は退室するときは、使用の終了を係員に報告すること。

（入場制限）

第11条 歩行浴プール棟の運営管理上支障があると認めるときは、入場者の数を制限することができる。

（責任）

第12条 リフレ芥見内で次に掲げる事故が発生した場合は、利用者が責任を負うものとする。ただし、市に責任がある場合は、この限りでない。

(1) 持ち物等の紛失及び盗難

(2) 負傷、急病等の事故。この場合において、市長は応急処置を実施するものとする。

（安全衛生管理）

第13条 歩行浴プール、ジャグジー、温浴プール（テラス）及び徒渉池（幼児用プール）の水質基準及び維持管理基準及び安全管理については、遊泳用プールの衛生基準について（平成

19年5月28日健発第0528003号) 及びプールの安全標準指針(平成19年3月29日18文科ス第498号及び平成19年3月29日国都公緑第235号)の例による。

2 ドライサウナ、ミストサウナ及び採暖室の管理については、公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について(平成15年2月14日健発第0214004号)の例による。

3 芝生広場の遊具の安全管理については、都市公園における遊具の安全確保に関する指針について(平成14年3月11日国都公緑第299号)の例による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、リフレ芥見の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。